

優良住宅新築認定事務に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第八十三号

優良住宅新築認定事務に関する規則等の一部を改正する規則

(優良住宅新築認定事務に関する規則の一部改正)

第一条 優良住宅新築認定事務に関する規則(昭和四十九年広島県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改める。

第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改め、同条第二項第五号中「第三十一条の二第二項第十二号ニ又は第六十二条の三第四項第十二号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ又は第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改める。

第三条中「第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ又は第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改める。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

(優良宅地造成認定事務に関する規則の一部改正)

第二条 優良宅地造成認定事務に関する規則(昭和四十九年広島県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改める。

別記様式第一号並びに別記様式第四号から別記様式第六号までの様式中「第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

(特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定事務に関する規則の一部改正)

第三条 特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定事務に関する規則(昭和六十一年広島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十九条の七第十項及び第十二項」を「第三十九条の七第九項及び第十一項」に改める。

第二条第一項中「第三十九条の七第十項」を「第三十九条の七第九項」に、「第六十五条の七第一項の表の第十四号」を「第六十五条の七第一項の表の第十二号」に改め、同条

第二項第二号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第三条第一項中「第三十九条の七第十二項」を「第三十九条の七第十一項」に改め、同条第二項中「第三十九条の七第十二項」を「第三十九条の七第十一項」に、「第六十五条の七第一項の表の第十四号」を「第六十五条の七第一項の表の第十二号」に改める。

第四条及び第五条中「第六十五条の七第一項の表の第十四号」を「第六十五条の七第一項の表の第十二号」に改める。

別記様式第一号中 「第25条の4第2項 を 「第25条の4第2項 に改め、同様式の注8
第39条の7第10項」 第39条の7第9項」

中「第39条の7第10項第2号」を「第39条の7第9項第2号」に改める。

別記様式第二号中 「第39条の7第12項」を「第39条の7第11項」に改める。

別記様式第三号中 「第39条の7第10項」を「第39条の7第9項」に改める。

別記様式第四号中 「第39条の7第12項」を「第39条の7第11項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第二条の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。